

府政防第1366号  
消防災第186号  
平成29年11月2日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)  
( 公 印 省 略 )  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
( 公 印 省 略 )

### 「避難行動要支援者名簿」の早急な作成等について

消防庁において、市町村の「避難行動要支援者名簿」の作成等に係る取組状況の調査結果について、別添のとおり取りまとめ、本日、報道発表を行いました。

内閣府及び消防庁においては、これまでも避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成や平常時からの名簿情報の提供等に係る各市町村の取組を推進してきたところです。

本年7月の九州北部豪雨災害でも、名簿情報が平常時から地域の避難支援等関係者に提供され、それを基に避難支援の計画が作成されていたことから、円滑かつ迅速に避難支援等が行われ、人的被害が軽減した地域もあったところです。

今般、消防庁が実施した調査では、前回調査した平成28年4月1日時点から作成状況は改善していますが、未だに名簿を作成していない市町村があります。

については、下記の事項に御留意の上、名簿を作成していない市町村における早期作成、平常時からの名簿情報の提供等の促進について、必要な取組を行っていただくとともに、貴管内市町村に対し、下記事項を周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

### 記

#### 1. 災害に備えた名簿の早期作成

平成26年4月1日に関係法令が施行され、名簿の作成が義務付けられてからすでに3年以上経過していることを踏まえ、年度内に作成予定と回答した市町村を含め、未作成の市町村は早急に名簿を作成すること。

#### 2. 平常時における名簿情報の提供等

(1) 災害時に円滑かつ迅速に避難支援等を行うためには、平常時から民生委員、消防機関、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供しておくことが有用であることから、内閣府及び消防庁がこれまで提供してきた「避難行動要支援者の避難行動支援に関す

る取組指針（平成 25 年 8 月）」、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）」等を十分活用し、取組を進めること（（参考 1）を参照）。

（2）名簿情報の提供については、条例で特別に定めることにより、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、平常時から避難支援等関係者に提供できることとされており、市町村の実情に応じ、こうした対応を検討すること（（参考 2）を参照）。

（参考 1）

防災基本計画（平成 29 年 4 月中央防災会議）

第 2 編 第 1 章 第 6 節 7（4）

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月）

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/h25/hinansien.html>)

避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/jireisyuu.html>)

リーフレット「災害時に備えて今できること」

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/panf.html>)

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会（平成 29 年 10 月 30 日内閣府）

([http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kyusyu\\_hinan/index.html](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kyusyu_hinan/index.html))

（参考 2） 平常時の名簿提供を条例で規定している事例

【名簿情報の提供を条例で制定（山形県遊佐町）】

条例を制定し、平常時から避難支援等関係者に対し、名簿情報の提供をできることとしている

遊佐町災害対策基本条例（抜粋）

第 15 条 町は、避難行動要支援者の災害時における安全確保のため、支援体制をあらかじめ整備しなければならない。

2 町は、前項の支援体制の整備及び災害時の支援活動のため、町が保有する個人情報（遊佐町個人情報保護条例（平成 15 年条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。）を法第 49 条の 10 第 2 項各号に規定する範囲で避難行動要支援者への支援活動等のために収集し、避難行動要支援者名簿を作成のうえ、内部で利用することができる。

3 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、自主防災組織及び民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に規定する民生委員をはじめ法第 49 条の 11 第 2 項に規定する範囲の関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供することができる。

【逆手上げ方式による名簿情報の提供を条例で制定（千葉県千葉市）】

条例を制定し、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供

千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例（抜粋）

第 5 条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供をすることができない。

【警察、消防及び民生委員への名簿情報提供を条例で制定（長野県茅野市）】

実際の救出・救護活動に携わる警察、消防及び民生委員法において守秘義務が課されている民生委員について、条例に定めた上で外部提供の同意の有無に関わらず、全避難行動要支援者の名簿情報を提供

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（抜粋）

第 22 条 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、長野県警察、諏訪広域消防、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員（以下「民生委員」という。）、社会福祉法人茅野市社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者名簿に記載された情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、長野県警察、諏訪広域消防及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意を得ることを要しないものとする。

※他の事例については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する事例集（平成 29 年 3 月）」の P39～68 を参照

<問い合わせ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者行政担当）付

吉野補佐、中村主査付

TEL 03-3501-5159 FAX 03-3502-6034

消防庁国民保護・防災部防災課

光永災害対策官、岡戸係長、中野事務官

TEL 03-5253-7525 FAX 03-5253-7535